

保安林に係る立木の伐採許可申請等の添付書類について

＜添付書類の見直し概要と運用方針＞

- ・ 森林法施行規則（以下、省令）が令和4年9月に改正され、保安林に係る立木の伐採許可申請等の添付書類が統一（追加）されます。令和5年4月1日以降に提出する申請等からの適用となります。
- ・ 書類の添付は義務となりますので、該当する場合には必ず添付をお願いすることとなります。なお、「届出者の確認書類」や「隣接森林との境界関係書類」など一部の書類については、森林経営計画による代用又は経営計画の添付をもって省略可となります。

（1）添付資料の見直し内容

以下の申請及び届出等について、添付する書類が追加となりました。

- ・ 立木の伐採許可申請（法第34条第1項）
- ・ 立木の伐採許可を要しない場合の伐採届（法第34条第1項第9号）
- ・ 択伐届、間伐届（法第34条の2第1項、法第34条の3第1項）
- ・ 立竹の伐採等の許可申請（以下、作業許可という）（法第34条第2項）

（2）申請等に係る添付書類の運用

- ・ 太枠内が追加となった添付書類。
- ・ ①③④⑤について、経営計画の写し（認定証と箇所表）の添付を以って代用又は省略可とする。

添付書類		見直し内容	添付書類の運用
添付書類	内容		
－ 森林の位置図・区域図	対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面。		必要
① 届出者の確認書類	法人：法人の登記事項証明書などの写しなど 個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証など）の写し		経営計画で代用
② 他法令の許認可関係書類	他の行政庁の許認可が必要な場合、その申請状況がわかる書類（許認可後の場合は許可書の写しなど）		必要
③ 土地の登記事項証明書等	土地登記事項証明書の写しや固定資産納税通知書の写しなど申請者等に土地所有者に所有権があることがわかる書類		経営計画で代用
④ 伐採等の権原関係書類	申請者が対象森林の土地所有者でない場合に売買契約書などの権原を有することが分かる書類		経営計画で代用
⑤ 隣接森林との境界関係書類	対象森林の区域に関し、隣接森林所有者との確認状況が分かる書類		経営計画で省略可
⑥ 知事が必要と認める書類	例) 作業道の場合：面積算出根拠、標準断面図等		必要